

第3部 資料編

資料 1 計画の策定体制

資料 2 計画の策定経過

資料 3 長崎市第三次環境基本計画諮問・答申

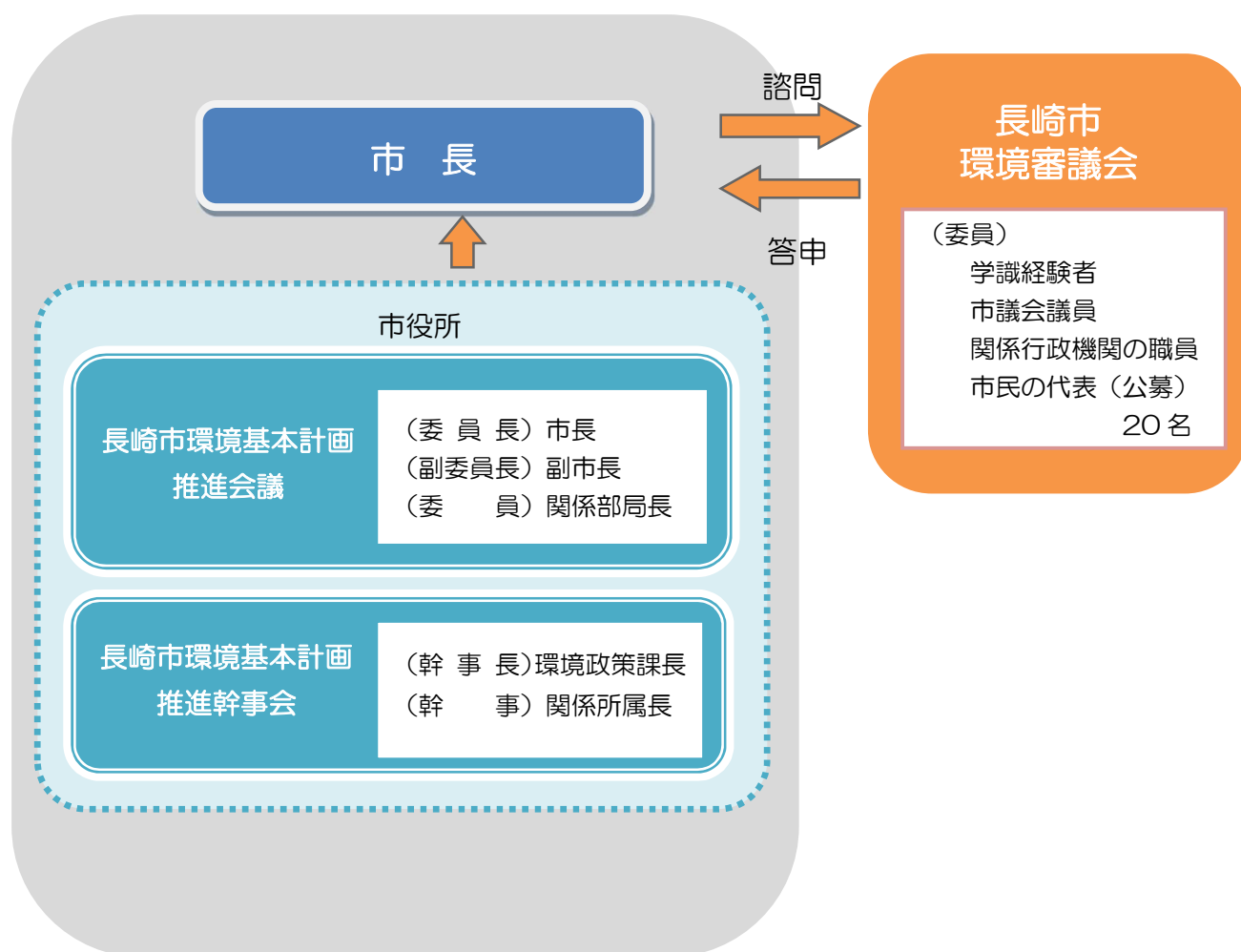
資料 4 長崎市環境基本条例

資料 5 成果指標詳細

資料 6 環境基準等一覧

資料 7 「ながさき環境都市宣言文」の解説

資料1 計画の策定体制



資料2

計画の策定経過

年月日	会議・審議会等	主な内容
令和元年 9月～10月	長崎市第三次環境基本計画策定に係る 市民意識調査アンケート	市民、事業者、小学生対象アンケート調査
令和3年 5月28日	第1回長崎市環境基本計画推進幹事会	計画の体系案について
令和3年 7月13日	第1回長崎市環境基本計画推進会議	計画の体系案について
令和3年 7月28日	第1回長崎市環境審議会	計画の体系案について
令和3年 10月18日	第2回長崎市環境基本計画推進会議	計画（素案）について
令和3年 10月27日	第2回長崎市環境審議会	計画（素案）について〔諮問〕
令和3年 11月10日 ～令和3年12月10日	パブリックコメント	計画（素案）について意見募集
令和3年 12月22日	第3回長崎市環境審議会	計画（案）について 答申（案）について
令和4年 1月21日	第4回長崎市環境審議会	計画（最終案）について 答申（案）について
令和4年 1月28日	答申	計画（素案）について〔答申〕
令和4年 1月31日	第3回長崎市環境基本計画推進会議	計画の策定について

資料3

長崎市第三次環境基本計画諮問・答申

(1) 長崎市環境審議会への諮問

長環政第 404 号

令和 3 年 10 月 27 日

長崎市環境審議会

会長 宮原 和明 様

長崎市長 田上 富久

長崎市第三次環境基本計画（素案）について（諮問）

このことについて、長崎市環境基本条例（平成 11 年長崎市条例第 22 号）第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり諮問する。

1 諮問事項

長崎市環境基本条例第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定に定める事項

2 内容

長崎市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、別添「長崎市第三次環境基本計画（素案）」について貴審議会の意見を求めるもの。

(2) 長崎市環境審議会からの答申

令和4年1月28日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市環境審議会
会長 宮原 和明

長崎市第三次環境基本計画（素案）について（答申）

令和3年10月27日付け長環政第404号で諮問のありました「長崎市第三次環境基本計画(素案)」について、次のとおり答申する。

答 申

同計画は、長崎市を取り巻く環境問題や社会情勢を反映し、めざす環境像である「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現に向け、環境分野ごとに個別目標と施策の方向性を示すとともに、市民・団体、事業者、市役所の各主体が一体となって取り組む環境行動が具体的に示されており、SDGsの推進にも沿ったものであることから、概ね妥当であると判断する。

なお、審議の過程で出された意見を別紙のとおり付するので、計画の策定にあたっては、本審議会の意見を十分に尊重いただくとともに、めざす環境像の実現に向けて、市民・団体、事業者と市役所が一体となって取組みを進めるよう要望する。

別紙

【長崎市第三次環境基本計画(素案)に対する意見】

- 1 太陽光だけでなく広く再生可能エネルギーの普及を図る取組みを進めていただきたい。
- 2 広範多岐にわたる環境に関する取組みの推進にあたっては、幅広い分野や各種団体と連携し、様々な面から課題の解決や環境行動の普及・啓発に取り組んでいただきたい。
- 3 市民一人ひとりが環境問題を自分事に捉え、行動を起こすようわかりやすく情報発信を進めていただきたい。
- 4 計画の達成に向けて、進行管理を徹底し、実効性を確保していただきたい。

資料4

長崎市環境基本条例

平成11年9月27日
条例第22号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第7条—第9条)

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等(第10条—第25条)

第3章 長崎市環境審議会(第26条—第34条)

附則

私たちのまち長崎市は、長崎港を中心とした諸外国との交流の中から多様な文化や伝統を生み出した歴史あるまちであるとともに、起伏に富んだ地形が、美しい斜面市街地を形成し、海と山がおりなす豊かな自然に恵まれたまちである。

昭和20年8月9日、本市に原子爆弾が投下され、多くの尊い生命とともに、それまでに築き上げられてきた数々の歴史的文化的な遺産や、豊かな自然が一瞬にして失われた。

この惨禍から市民の英知と努力によって見事に復興を遂げた本市は、被爆都市として、核の廃絶を訴え続ける使命を担い、世界平和の拠点となるべく発展してきた歴史的な経過がある。

一方、近年の都市活動の拡大、生活様式の変化等に伴い、大量生産、大量消費及び大量廃棄を続ける社会経済活動が、生活の利便性を高める反面で、環境への負荷を増大させ、自然の生態系のみならず地球全体の環境に影響を及ぼすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識の下、環境への負荷の少ない資源循環・環境共生型社会の構築を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されること及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを目的として、すべての者が連携し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人の日常生活や事業活動が地球全体の環境と密接に係わっていることにかんがみ、すべての者の参加による環境の保全に関する地域的取組みにより、積極的かつ着実に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造を推進するための基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等による快適な生活環境の保全及び創造が図られること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、長崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止及び自然環境保全のための規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、必要な助成その他の経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第14条 市は、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(1)下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業

(2)公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(3)希少な野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業

(廃棄物の減量及び適正処理の促進等)

第15条 市は、県及び他の市町村と協力して、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に積極的に努めるものとする。

(水環境及び森林の保全及び創造)

第16条 市は、市民の憩いの場であるとともに、社会経済活動の場でもある美しい川、海、海岸等の水環境を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の機能を有する森林を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の保全及び創造)

第17条 市は、市民等と一体となって、緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等により、快適な生活環境の保全及び創造が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第19条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組みの促進)

第20条 市は、事業者が行う環境管理(事業活動に伴って生じる環境への負荷の低減を図るための目標の設定並びに達成状況の評価及び検証を自主的に実施することをいう。)に関する取組みが促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第22条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測その他の環境を保全し、及び創造するために必要な調査及び研究を実施し、その成果の普及に努めるものとする。

(体制の整備等)

第23条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等と協働することができるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市民等と連携して、地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 長崎市環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第27条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第8条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第28条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者

(3) 市議会議員

(4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、同号の規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員(前条第2項第3号に掲げる委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長)

第30条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長崎市環境審議会条例の廃止)

2 長崎市環境審議会条例(平成6年長崎市条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の長崎市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された委員は、その任期が満了するまでの間、この条例の相当規定により委嘱された委員とみなす。

附 則(平成22年6月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則(令和元年9月27日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料5

成果指標詳細

地球環境					
脱炭素社会の実現					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
日常生活・事業活動の省エネルギー化及びCO ₂ の吸収の促進	長崎市域から排出される温室効果ガスの排出量	2,004千t-CO ₂	1,933千t-CO ₂ (令和5年度速報値)	1,280千t-CO ₂	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量（令和元年度速報値）。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度ごとの温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成19年度と比較して、43%削減した値を目標とする。
	市役所から排出される温室効果ガスの排出量	67,492t-CO ₂	83,175t-CO ₂ (令和6年度速報値)	46,689t-CO ₂	①市役所の事務及び事業を実施するにあたって排出される温室効果ガス排出量（令和2年度速報値）。 ②持続可能な脱炭素社会を構築し、実効性のある地球温暖化対策を進める上で市役所自らの温室効果ガスの排出量を把握し、市民、事業者等に率先した対策を講じていく必要があるため。 ③各課から収集した電気、ガス、その他燃料使用量等のデータを基に算定する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成19年度と比較して、46%削減した値を目標とする。
再生可能エネルギーの導入・利活用と環境関連産業の活性化	市域のエネルギー消費量の再生可能エネルギー割合	8.8%	9.6% (令和5年度)	20%	①市域のエネルギー消費量のうち、再生可能エネルギーの割合。 ②2050年の二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、エネルギー消費における温室効果ガス排出量を削減するための取組みの指標であるため。 ③国の統計資料により把握する。 ④長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、20%を目標とする。
循環型社会					
資源の有効活用					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
ごみ排出量の削減と資源循環の推進	計画収集に係る1人1日当たりのごみ排出量（燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ）	558.9g	503.8g	437.8g	①計画収集に係る1人1日当たりのごみ（燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ）排出量 ②ごみの減量と適正分別による資源化の成果を表すと考えられるため。 ③燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみの排出量を3月31日現在の登録人口と年間日数（365日又は366日）で除して算出する。 ④1人1日あたりごみ排出量（家庭系）の令和2年度から令和5年度までの減少▲11gを継続していくことを目標とする。
環境負荷の少ない廃棄物処理の推進	最終処分場の年間埋立量	22,486t (令和元年度)	19,362t	17,788t	①最終処分場に持ち込まれる不燃ごみが1年間に埋め立てられる総量。 ②廃棄物の適正処理により、埋め立てられる不燃ごみなどが抑制され、環境負荷の低減につながると考えられるため。 ③最終処分場で集計される数値により把握する。 ④令和12年度までの年間埋立量を17,788tまでに抑制することを目指す。（計画期間中は前年度比年間約1.4%減を目標。）

地域環境					
豊かな地域環境の保全と活用					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
豊かな自然環境の保全・共生	ホタル飛翔定点確認割合	95.1%	96.3%	100%	①定点のうちホタルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホタル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホタルが観測できることを目標とする。
	森林整備面積 (植林、枝打ち、間伐等) 【累計】	-	819ha	2,070ha	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、毎年230ha増を維持することを目標とする。
良好な生活環境の確保	大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%	100%	①大気(大陸からの越境汚染や黄砂に影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く)の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④100%を維持し続けることを目標とする。
	公共用水域の水質の環境基準達成率	96.0%	100%	100%	①水質の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
	自動車騒音の環境基準達成率	94.6%	96.1%	100%	①騒音の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
都市環境					
環境にやさしいまちづくりの推進					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
環境と調和した快適なまちづくり	長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89%	86.8%	90%	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和7年度までに市民の9割が満足することを目指し、令和12年度までは9割を維持することを目標とする。
	居住誘導区域内の人口密度	66.2人/ha	62.8人/ha	62.4人/ha	①居住誘導区域内1ha当たりの人口密度。 ②立地適正化計画の集約の視点から市街地のコンパクト化を定量的に評価するため。 ③年度末の住民基本台帳(人口)により把握する。 ④立地適正化計画における現況値(平成28年度)と目標値(令和17年度)の案分により各年の目標値を算定する。
環境意識・行動					
環境意識・行動の定着					
個別目標・施策	成果指標	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	指標の説明 (①指標の内容、②指標とした理由、 ③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方)
当事者意識の醸成	環境活動に参加した市民の割合	37.8%	38.5%	50.5%	①環境活動に参加した市民の割合。 ②環境活動に参加した市民が増えることで、自発的な環境活動の実践が図られると考えられるため。 ③市民意識調査結果により把握する。 ④令和6年度(38.5%)を基準に毎年2%増を目標とする。
	環境学習等への参加者数	29,678人 (令和元年度)	11,539人	14,839人	①親子環境教室や施設見学等の環境学習、あぐりの丘、市民の森、科学館、ペンギン水族館等で開催されている観察会や体験学習、及び、市立小中学校が行った環境講座等への参加者数。 ②参加者数が増えることで、環境学習を行う市民が増え、環境意識の醸成が進むと考えられるため。 ③年度末の実績を把握する。 ④実績値(令和6年度)から毎年550人増を目標とする。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で激減したため令和元年度を基準値とする。
環境行動の定着	環境保全団体メンバー数	59,283人	60,541人	64,300人	①市民ネットワーク「ながさきエコネット」登録メンバー数及びアダプトプログラム参加者数を合算。 ②人数が増えることで、環境行動を実践する市民が増加していると考えられるため。 ③年度末時点における数値を把握する。 ④基準値(令和2年度)から毎年500人増を目標とする。

資料6 環境基準等一覧

1 環境基準について

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

2 大気に係る環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
シクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物質	指針
非メタン炭化水素（NMHC）	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

3 悪臭に係る各種基準

(1) 悪臭防止法に基づく敷地境界における規制基準

特定悪臭物質	基準値 (ppm)		臭いの性質
	A 区域	B 区域	
アンモニア	1	2	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	青臭い刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	甘酸っぱい焦げたようなにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	甘酸っぱい焦げたようなにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	甘酸っぱい焦げたようなにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	甘酸っぱい焦げたようなにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	甘酸っぱい焦げたようなにおい
イソブタノール	0.9	4	発酵したようなにおい
酢酸エチル	3	7	シンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	シンナーのようなにおい
トルエン	10	30	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	酸っぱい刺激臭
ノルマル酪酸	0.002	0.006	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	むれた靴下のにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	むれた靴下のにおい

※ A 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、
近隣商業地域、商業地域、準工業地域

B 区域：工業地域

4 水質汚濁に係る環境基準

(1) 河川の生活環境の保全に係る環境基準

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20CFU/100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1000CFU/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—

■市内の主な河川の類型指定

河川名	地点	類型	河川名	地点	類型
浦上川	川平取水堰より上流	A	鹿尾川	全域	A
	大井手川浦上貯水池えん堤より上流	A	八郎川	全域	A
	上記2地点を除く水域	C	西海川	全域	A
中島川	本河内低部貯水池えん堤より上流	A	手崎川	全域	A
	西山高部貯水池えん堤より上流	A	神浦川	全域	A
	上記2地点を除く水域	A			

(2) 海域の生活環境の保全に係る環境基準

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと。
C	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—

■長崎湾の類型指定

湾名	地点	類型
長崎湾	(1)長崎市神崎鼻立標と同女神立標を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	B
	(2)長崎市四郎ヶ島西端と香焼町長刀崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域のうち(1)を除く海域	A
	(3)上記(1)(2)を除く海域	A

(3) 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目 名	基準値		
	河川	海域	地下水
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下		
全シアン	検出されないこと。		
鉛	0.01 mg/ℓ 以下		
六価クロム	0.02 mg/ℓ 以下		
ヒ素	0.01 mg/ℓ 以下		
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下		
アルキル水銀	検出されないこと。		
PCB	検出されないこと。		
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下		
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下		
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	—		0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下		
1,2-ジクロロエチレン	—		0.04 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下		—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下		
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ 以下		
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下		
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下		
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下		
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下		
セレン	0.01 mg/ℓ 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下		
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下	—	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下	—	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下		

5 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域

等価騒音レベル (LAeq)

地域 類型	基準値	
	昼間〔午前 6 時～午後 10 時〕	夜間〔午後 10 時～翌日午前 6 時〕
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ 1 AAをあてはめる地域とは、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域などに特に静穏を要する地域。

2 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。

3 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域。

4 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

(2) 道路に面する地域

等価騒音レベル (LAeq)

地域の区分	基準値	
	昼間 〔午前 6 時～午後 10 時〕	夜間 〔午後 10 時～翌日午前 6 時〕
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間

等価騒音レベル (LAeq)

昼間〔午前 6 時～午後 10 時〕	夜間〔午後 10 時～翌日午前 6 時〕
70 デシベル以下	65 デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

※ 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路をいう。

(4) 騒音の大きさの例

騒音の大きさ (デシベル)	例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱・騒々しい工場の中
80	電車の車内
70	電話のベル・騒々しい事務所の中・騒々しい街頭
60	静かな乗用車・普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜・図書館・静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉のふれあう音・置時計の秒針の音（前方 1m）

資料：「騒音規制法の解説」より

資料7

「ながさき環境都市宣言文」の解説

(1) 前文について

前文については、1段落目に、長崎市環境基本条例の前文を参考とし、長崎市の自然的社会的環境特性を述べ、2段落目に、環境の保全と創造に関して、将来の世代に対する私たちの責任を述べ、3段落目に、長崎市が「環境を大切にすまち」をつくることの決意を表しています。

(2) 箇条書きの文（項目文）について

項目数を5項目とし、長崎市環境基本計画に定める基本目標に沿って「循環」・「共生」・「参加」・「国際的取組」の要素をそれぞれの項目に含ませています。

多くの起草委員から長崎らしさを盛り込んだ宣言文にしたいということと、他都市に見られるような堅い宣言文にするのではなく、子供にもわかりやすく親しみやすい文章にしたいという意見が出されました。

そのため、項目文については、長崎のまちがイメージできるようなペーロン、ハタ、出島などの長崎を代表する風物などを取り入れ、なるべくやさしい言葉を用いて作成しています。

◆1 項目目は、きれいな水と空気の健全な循環を表しています。

空気を吸ったり、水を飲んだりした時に、おいしいと感じるぐらい汚染されていないきれいな空気や水を感じるようなまちにしたいという意味合いを含めています。

◆2 項目目は、恵み豊かな自然と人が継続的に共生していく姿を表しています。

「ホタル狩り」という言葉を使うことに対しては異論もあり、「ホタルが飛び交うような」とした方がいいなどの意見がありました。しかし、最終的には、視覚的なものだけではなく、ホタルとの触れ合い、つまり自然との触れ合いの意味合いも含めたいということと、むかしは使われていたが、現在、失われつつあるような言葉を復活させたいという思いからあえて、「ホタル狩り」を入れました。

◆3 項目目は、世界に誇れる長崎特有の環境である長崎の歴史・文化との共生を表しています。

長崎の歴史・文化というのは、長崎にとって重要な環境であり、将来に引き継いでいかなければならないものであるとの意見から、新たに付け加えられた項目です。

◆4 項目目は、市・市民・事業者が自主的、積極的な参加により、環境にやさしいまちづくりに取り組む姿を表しています。

「ごみのない美しいまちをつくります。」というのは、単なるまちの美観ではなく、資源を大切に、ゴミを出さないというゼロエミッションの考えを示しています。

◆5 項目目は、戦争は、最大の環境破壊であるという認識から、国際平和文化都市長崎として、世界平和の推進による地球環境保全への貢献を表しています。

被爆クスノキが戦争の時代の生き証人として今の時代に引き継いできたように、長崎市も自然と平和の尊さを将来へ引き継ぎ、世界へ発信し続けていくことが地球環境保全につながっていくことを強調しています。

長崎市第三次環境基本計画（改訂版）

改訂 令和8年8月

編集・発行

長崎市環境部環境政策課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

電 話：095-822-8888（代表） 095-829-1156（直通）

FAX：095-829-1218

Eメール：kankyo@city.nagasaki.lg.jp

URL：http://www.city.nagasaki.lg.jp